

小笠原村医療従事者確保事業に伴う実施要領

（目的）

第1条 この要領は、小笠原村に勤務する医療職（医師、看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、管理栄養士）の確保及び定着のため、現地に開催する見学及び説明会に参加する費用の一部を支給するにあたり、その実施について必要な事項を定める。

（事業の実施者）

第2条 小笠原村医療課診療所係が行う。その管理は医療課長が行う。

（事業の実施場所及び実施方法）

第3条 本事業の実施場所は小笠原村診療所とする。医療課長は、小笠原村診療所において、時期を定めてその職種に適した見学・説明会を実施する。その広報については、各種専門誌広告及び医療課が管理するホームページ等をとおして行う。

（支給対象者の選定等）

第4条 事業への参加を希望する者はその指示に従い申請書等を提出し、医療課で審査の結果、支給対象者を決定する。なお支給対象者の定員は10名とする。

（支給方法及び支給対象経費）

第5条 事業終了後、指定された口座へ振り込む。一人当たりの支給額は、往復のおがさわら丸船賃2等（寝）分及び島内宿泊料3泊分（着発便時期等による4泊分は認める）の合計額の3分の2を支給する（10円未満切り捨て）。但し、宿泊料1泊の上限額は10,000円とし、それを超える場合の超過金額は支給対象外とする。

（その他）

第6条 必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

（平成29年4月24日変更）

（平成30年5月1日変更）

附則

この要領は、平成29年4月24日から改訂施行する。

この要領は、平成30年5月1日から改訂施行する。

事業実施に伴う詳細事項について

1. 申込み方法について

(別紙1) 参加資格等について理解し、申請書、参加エントリーシートを医療課診療所係に提出する。尚、申請書には、参加する職種の免許証の写しを添付する。

2. 参加者の決定について

申請書等の審査後参加の決定を行い、決定者には決定通知書を交付する。

3. 参加者の事前準備について

参加者は、定期船の手配、宿の手配は自身で行う。宿から診療所までの交通手段及び昼食等の準備も自身で行う。

4. 参加者のスケジュールについて

参加決定後、医療課担当者と協議して決定する。

5. 実施の職種について

医師、看護師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、管理栄養士とする。

6. その他資料の提出

参加者は事業終了後、支給対象経費の領収書、村指定の請求書及び口座登録書を提出する。支給は請求書を受理後1ヶ月以内とする。

(別紙1)

参加資格等について

1. 要領に定める該当職種の免許証を有していること。
2. 支援金支給に関し、本事業への参加を目的として来島した者のみを対象とする。
3. 支援金は口座振込を原則とする。
4. 支援金は参加者本人のみ支給とする。同行者等への支給はしない。
5. 定期船、滞在宿の手配等は参加者自身で行う。島内滞在中の移動手段も自身で行う。
6. 参加中に小笠原村の指示に従わない場合は、事業への参加を中止し支援金の支給も行わない。

請 求 書

小 笠 原 村 長
森下 一男 殿

請 求 額	円
-------	---

上記金額を、小笠原村医療従事者確保事業の参加に伴う支援金として請求します。

(内訳)

支給対象経費	金 額
おがさわら丸船賃（往復）	円
宿泊費	円
合 計	円
支給対象額（合計の2/3）	円

平成 年 月 日

請求者

印
住 所

申 請 書

小笠原村が実施する、小笠原村医療従事者確保事業への参加を申請します。

尚、参加するにあたり、そこで知り得た個人情報については守秘することを宣誓します。

平成 年 月 日

氏 名

印

住 所

電話番号

M a i l

添付資料 免許証

参加エントリーシート

☐職 種 _____

☐氏名及び性別 _____

☐生 年 月 日 昭和・平成 年 月 日生 ()

☐住 所 _____

☐電 話 番 号 _____

☐竹 芝 発 便 平成 年 月 日 発 (予定)

☐父 島 発 便 平成 年 月 日 発 (予定)

☐経 歴

平成 年 月～平成 年 月 _____ 勤務

平成 年 月～平成 年 月 _____ 勤務

平成 年 月～平成 年 月 _____ 勤務

※医療機関名を記載

☐事前質問事項

--

